

宿泊税制度概要

▶ **根拠** 大阪府宿泊税条例 (2017年1月に条例施行、2019年6月1日に改正条例を施行)

▶ **目的** 世界有数の国際都市大阪を目指し、都市の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、法定外目的税として宿泊税を課す

※法定外目的税・・・条例で定める特定の費用に充てるため、道府県または市町村が課することができるとして
地方税法第4条、第5条、第731条に規定

▶ **納税義務者** 旅館業法に規定する大阪府内のホテル、旅館、簡易宿所、特区民泊、新法民泊施設における宿泊者

▶ **税率**

宿泊料金(1人1泊)	税率
7,000円以上15,000円未満※	100円
15,000円以上20,000円未満	200円
20,000円以上	300円

※宿泊料金は素泊まり料金
※10,000円→7,000円に変更
(2019年6月1日より)

▶ **徴収方法** 特別徴収(宿泊事業者(特別徴収義務者)が宿泊者から徴収し、一括して納付する方法)

※参考：特別徴収義務者登録数：945件(2021年3月末時点)

▶ **制度検証** 5年ごとに施策の効果、状況を勘案し、宿泊税制度の在り方について検討を行う

▶ **実績の公表** 納税者(宿泊者)に対する説明責任を果たすため、毎年度、事業実績を取りまとめ、HP上で公表

宿泊税制度創設の経緯

▶背景

- 来阪旅行者（特に外国人観光客）が急激に増加。オリンピック・パラリンピック等国際的イベントを控え、さらなる増加が予想される中、観光客の受入環境整備や大阪の魅力づくりを着実に実施していくことは、大阪府にとって必要ではあるが、財政状況は当面の間、非常に厳しい状況が続く見通し
- 2015年5月、「大阪府観光客受入環境整備の推進に関する調査検討会議」を設置

▶調査検討会議提言（2015年12月）

- ・外国人をはじめ来阪旅行者が急増し、**受入環境整備**など、府として対応すべき行政需要の増大への取組みが喫緊の課題
- ・観光を大阪の成長産業としていくため、**魅力あふれる観光資源づくり**、**効果的な誘客**など、観光振興の積極的な推進が必要
- ・そのための**一定規模の財源を安定的、継続的に確保**するため、法定外目的税として、**宿泊税の創設についての検討を提言**
- ・法定外目的税は新たな行政需要に対応するために徴収するものであるため、これまで取り組んできた事業へ財源を振り替えるのではなく、**大阪の観光振興の柱に基づき**、必要と判断された事業に充当されたい。

大阪の観光振興にかかる施策の柱

観光客と地域住民相互の目線に立った 受入環境整備の推進

観光客受入のための基盤整備

- 多言語対応の強化
- 観光客が手軽に、欲しい情報を入手できる情報通信にかかる環境整備
- 観光案内機能の充実
- 設備等の国際標準サービスの提供
- 宿泊施設の整備
- ホスピタリティの向上・人材の育成
- 両替、決済環境の改善
- 観光バス等の駐車場の整備
- 観光施設等のバリアフリー化

府域における交通アクセス等の容易化・円滑化

- 搭乗・入国手続きの時間短縮
- 観光スポットをめぐるバスの運行

文化・生活習慣に配慮した対応

- ムスリム旅行者をはじめとした対応の促進
- 文化・生活習慣の違いについての観光客・受入側の相互の理解促進

安心・安全の確保

- 医療機関、災害・事故等に関する情報の発信
- 災害発生時の避難誘導対応 等

魅力づくり及び戦略的なプロモーション の推進

魅力溢れる観光資源づくり

- 既存の魅力資源の整備・活用
- 国内外から集客できる魅力づくりの推進
- 民間による観光集客施設の新設・魅力拡大

効果的な誘客促進

- 観光振興に繋がる団体、プロフェッショナルの育成
- 国内外から人を呼び込むためのプロモーションの推進
- 積極的な大阪の魅力の情報発信
- 観光マーケティング・リサーチの強化
- MICE誘致の推進

▶「大阪府宿泊税条例」可決（宿泊税充当事業に関する附帯決議あり）（2016年2月）➡施行・徴収開始（2017年1月）

府民文化常任委員会 附帯決議

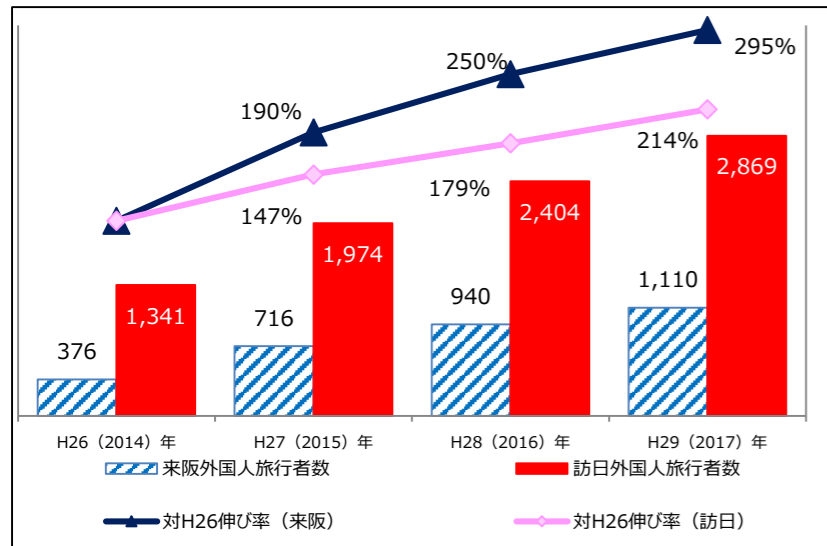
- ・都市の魅力を高めるとともに、文化や歴史、自然、スポーツなどの**観光振興を図る施策に要する費用**に充当
- ・**既存事業へ単純に財源を振りかえるのではなく**、大阪の観光振興の柱に基づき、必要と判断された事業に充当 など

条例改正：免税点の引き下げ

▶背景～観光・宿泊を取り巻く状況の変化～

■ 来阪外国人旅行者数の推移

- 来阪外国人旅行者数は約**3倍**に増加
(2014年：376万人→2017年：1,110万人)



■ 府内の宿泊施設数の推移

- ホテル・旅館の客室数は約**18%**増加
(2015年：7.6万室→2018年：9.0万室)
- 宿泊施設は約**2倍**に増加
(2015年：1,300施設→2018年：2,500施設)
※増加の大半は簡易宿所・民泊

	2015年 3月末	2018年 3月末	増加数	増加率
ホテル・旅館	1,130件	1,230件	100件	108.8%
簡易宿所	178件	599件	421件	336.5%
特区民泊	0件	669件	669件	—
合計	1,308件	2,498件	1,190件	191.0%
ホテル・旅館 客室数	76,128 室	90,012 室	13,884室	118.2%

■ 価格帯ごとの宿泊者数の推移

- 民泊施設の急増やホテルの建設ラッシュに伴う価格競争の激化等で、**平均宿泊単価は大きく下落**
(2014年:約**9,000円** ⇒ 2017年:約**5,600円**)
- 課税対象である1泊1万円以上の宿泊の割合は、**16.4%**

価格帯	税率	2014年構成比		2017年構成比	
～1万円	0円	69.2%		83.6%	
1万円～1.5万円	100円	23.6%	課税 対象 30.8%	11.5%	課税 対象 16.4%
1.5万円～2万円	200円	4.5%		3.0%	
2万円～	300円	2.7%		1.9%	
計		100.0%		100.0%	

- 宿泊税制度創設時より、観光・宿泊業を取り巻く環境は著しく変化し、2017年度**10.9億円**を見込んでいた宿泊税収は**7.7億円**
- 今後も来阪旅行者のさらなる増加が見込まれる中、観光客の受入環境整備や魅力づくりを実施していくことは重要
- 「大阪府観光客受入環境整備の推進に関する調査検討会議」設置（2018年）

▶調査検討会議答申（2018年8月）

- 近年の観光・宿泊を取り巻く環境の激変への緊急的な対応として、宿泊税制度を見直すことはやむを得ない
- 現行制度の基本的な考え方は踏襲すべき⇒税率は現行制度を維持し、免税点の引下げを軸に検討。
- 免税点の引き下げ設定価格については、「平均宿泊単価（5,611円）」に着目しつつ、「宿泊者が最も多く利用しているビジネスホテルの平均宿泊単価（7,200円）」「めざすべき事業規模（20億円程度）」「税の公平性の観点から、適正な申告・徴収が可能（特別徴収義務者の負担や処理体制への配慮）」「税収に比して徴税コストが大きくなり過ぎず、簡素で分かりやすい制度」を判断要素に、総合的に勘案し、「**免税点を現在の1万円から7千円程度に引き下げる手法が望ましい**」とした。

▶「大阪府宿泊税条例の一部改正条例」可決（2018年9月） ➡ 施行・徴収開始（2019年6月）

大阪府宿泊税条例の変遷

	議決	施行日	課税対象(改正内容)	改正理由
制定時	平成28年 2月議会	2017.1.1	ホテル営業、旅館営業	—
第1次 改正	平成28年 9月議会 (後半)	2017.7.1	<u>追加</u> 簡易宿所営業、特区民泊	<p>規制緩和(※)を受け、今後、簡易宿所や特区民泊の認定施設の増加が見込まれること、簡易宿所や特区民泊において、宿泊税の課税対象となる1万円以上の料金設定が見られること等を踏まえ、公平性の観点から、課税対象施設の追加を行う。</p> <p>※ 旅館業法における「簡易宿所営業」の面積要件等の緩和(平成28年4月1日) 「特区民泊」の最低滞在日数が7日から3日に短縮(府条例:平成29年1月1日、 国施行令:平成28年10月31日)</p>
第2次 改正	平成30年 2月議会	2018.6.15	ホテル営業、旅館営業を統合し、「旅館・ホテル営業」に修正	旅館業法が改正され、ホテル営業及び旅館営業の営業種別が統合されたため
		2018.10.1	<u>追加</u> 新法民泊	課税対象となる1万円以上の宿泊料金設定を行っている民泊施設が見受けられる中、「住宅宿泊事業法」の成立を受け、新法民泊についても、公平性の観点から、課税対象施設の追加を行う。
第3次 改正	平成30年 9月議会 (前半)	2019.6.1	<u>免税点の引下げ</u> (1万円 → 7千円)	近年の観光・宿泊を取り巻く環境の激変に緊急的に対応するため